

大崎広域水道における濁度上昇事案について

大崎広域水道において、涌谷町へ供給する水道用水の濁度が一時的に上昇したことから、その対応等について報告します。

1 概要

- (1) 発生日時 令和5年4月8日（土）午後2時50分
- (2) 発生場所 涌谷受水点（涌谷町）
- (3) 原因

麓山浄水場の中央監視装置において、運営権者が「流量調節弁」にて、涌谷受水点への送水流量の調整を行う際に、本来、送水量を自動モードで $200\text{ m}^3/\text{h}$ と設定すべきところ、手動モードでの誤った操作により、送水量 $483\text{ m}^3/\text{h}$ を送水したため、送水流量の急激な変化により、送水管内に付着する濁質が水道用水に遊離し、水質基準の一つである濁度が法定基準（濁度2度以下）より厳しく定めた県の独自基準（濁度0.1度以下）を超過したものの。

- (4) 影響範囲

涌谷町

- (5) 水道用水への影響

法定基準を超過した水道用水の供給は行っておらず、また、断水も発生していない。

2 対応

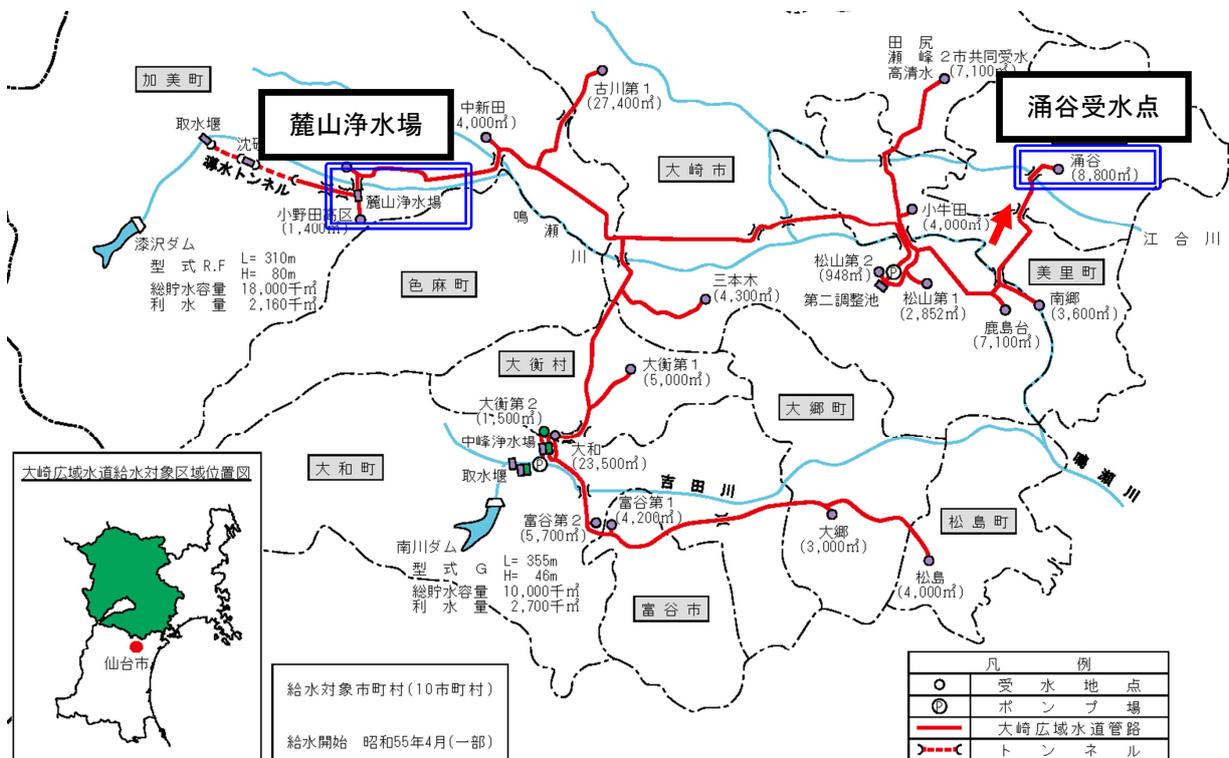
- ・午後2時18分、麓山浄水場中央管理室において、涌谷受水点の流量調節弁誤操作により、約9分の間、送水流量の急激な変化を生じさせた。
- ・午後2時50分、麓山浄水場中央管理室において、涌谷受水点の濁度上昇を確認した。
- ・午後2時56分、涌谷町へ状況報告後、流量調節弁を全閉し送水停止を行った。
- ・運営権者において、濁質を取り除く排水作業等を実施し、水道法の水質基準の超過がないことが確認されたため、涌谷町と協議の上、午後8時55分に送水を再開した。

3 水質測定結果

受水地点	濁度（最大値） （濁度上昇が観測された時間）	要求基準
涌谷受水点	0.7度 (4/8 午後2:50~午後2:56 ※ 4/8 午後8:55~4/9 午前2:15)	県の独自基準（濁度：0.1度以下） 水道法の水質基準（濁度：2度以下）

※4/8 午後2:56~午後8:55 排泥作業等のため受水点への流入は無い。

○ 位置図



○ 流量調節弁

市町村受水点への送水流量を調節する弁。

大崎広域水道において、各受水点（19箇所）に設置している。